

24水管第2368号
平成25年2月22日

水産政策審議会

会 長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳正

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第226号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成24年11月8日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画 変更新旧対照表

改正案				現行			
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画				海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画			
平成24年11月 8日公表 <u>平成25年 2月22日一部改正</u>				平成24年11月 8日			
第1・第2 (略)				第1・第2 (略)			
第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項				第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項			
1～3 (略)				1～3 (略)			
4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。				4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。			
(単位：トン)				(単位：トン)			
	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量		第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成25年7月～ 平成26年6月		1	さんま	平成25年7月～ 平成26年6月	
2	すけとうだら	平成25年4月～ 平成26年3月	<u>256,000</u>	2	すけとうだら	平成25年4月～ 平成26年3月	
3	まあじ	平成25年1月～12月	204,000	3	まあじ	平成25年1月～12月	204,000
4	まいわし	平成25年1月～12月	360,000	4	まいわし	平成25年1月～12月	360,000
5	まさば及び ごまさば	平成25年7月～ 平成26年6月		5	まさば及び ごまさば	平成25年7月～ 平成26年6月	

6	するめいか	平成25年1月～12月	329,000
7	ずわいがに	平成25年7月～ 平成26年6月	

(注1・2) (略)

(注3) さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

5・6 (略)

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成24年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	335,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	176,600
3	まあじ	大中型まき網漁業	87,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	170,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	392,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	54,000
		大中型まき網漁業	16,600
		いか釣り漁業	69,200

6	するめいか	平成25年1月～12月	329,000
7	ずわいがに	平成25年7月～ 平成26年6月	

(注1・2) (略)

(注3) さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

5・6 (略)

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成24年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	335,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	176,600
3	まあじ	大中型まき網漁業	87,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	170,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	392,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	54,000
		大中型まき網漁業	16,600
		いか釣り漁業	69,200

		小型するめいか釣り漁業	95,400
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及び ずわいがに漁業	<u>4,868</u>

(注1・2) (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	<u>159,600</u>
3	まあじ	大中型まき網漁業	78,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	188,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	
6	するめいか	沖合底びき網漁業	51,900
		大中型まき網漁業	16,000
		いか釣り漁業	66,500
		小型するめいか釣り漁業	91,600
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及び ずわいがに漁業	

(注1・2) (略)

(注3) さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

		小型するめいか釣り漁業	95,400
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及び ずわいがに漁業	<u>4,656</u>

(注1・2) (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	
3	まあじ	大中型まき網漁業	78,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	188,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	
6	するめいか	沖合底びき網漁業	51,900
		大中型まき網漁業	16,000
		いか釣り漁業	66,500
		小型するめいか釣り漁業	91,600
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及び ずわいがに漁業	

(注1・2) (略)

(注3) さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 第4の1の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位:トン)

	第1種特定 海洋生物資源	操業区域	数 量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	6, 600
		(2) オホーツク海の海域	59, 000
		(3) 太平洋の海域	111, 000
2	ずわいがに	(1) A海域	3, 429
		(2) B海域	28
		(3) D海域	875
		(4) E海域	536

(注1・2) (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位:トン)

	第1種特定 海洋生物資源	操業区域	数 量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	6, 600
		(2) オホーツク海の海域	52, 000
		(3) 太平洋の海域	101, 000

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 第4の1の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位:トン)

	第1種特定 海洋生物資源	操業区域	数 量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	6, 600
		(2) オホーツク海の海域	59, 000
		(3) 太平洋の海域	111, 000
2	ずわいがに	(1) A海域	3, 217
		(2) B海域	28
		(3) D海域	875
		(4) E海域	536

(注1・2) (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位:トン)

	第1種特定 海洋生物資源	操業区域	数 量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	_____
		(2) オホーツク海の海域	_____
		(3) 太平洋の海域	_____

2	ずわいがに	(1) A海域	
		(2) B海域	
		(3) D海域	
		(4) E海域	

(注1) (略)

(注2) ずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成24年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

(以下略)

(1) ~ (6) (略)

(7) ずわいがに

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	168
秋田県	30
山形県	58
新潟県	330
富山県	<u>50</u>
石川県	<u>430</u>

2	ずわいがに	(1) A海域	
		(2) B海域	
		(3) D海域	
		(4) E海域	

(注1) (略)

(注2) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成24年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

(以下略)

(1) ~ (6) (略)

(7) ずわいがに

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	168
秋田県	30
山形県	58
新潟県	330
富山県	<u>33</u>
石川県	<u>408</u>

福井県	<u>292</u>
京都府	97

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

(以下略)

(1) (略)

(2) すけとうだら

(単位：トン)

都道府県名	数 量
<u>北海道</u>	<u>93,900</u>

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び新潟県については、若干とする。

(3) ~ (7) (略)

第7~第12 (略)

福井県	<u>242</u>
京都府	97

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

(以下略)

(1) (略)

(2) すけとうだら

(単位：トン)

都道府県名	数 量
_____	_____

(注) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(3) ~ (7) (略)

第7~第12 (略)